明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第百四十九条の四	提出等	提出等）並びに人事訴訟規則第十八条の九（受命裁判官等の証拠調べの調書
	読み替える	、人事訴訟規則第十八条の九中「同条の文書の写し」とあるのは「同項において読み替えて適用する同規則第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百五十五条第一項		電子判決書が当該裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子判決書の改変を防止するために必要な措置を講じなければ
第百五十五条第二項		電子判決書に前項の措置を講ずることに
		、同項の措置を講ずるに先立って、当該電子判決書にその事由を記録しなければ
第百八十四条		控訴審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書
		第一審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書
第百八十九条第一項		電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）

		判決書に署名押印しなければ
		判決書に署名押印することに
		判決書にその事由を付記して署名押印しなければ
		控訴審の判決書又は人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二十九条（民事訴訟法の適用関係）第三項において読み替えて適用する法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第二項の調書（以下「判決書に代わる調書」という。）
		第一審の判決書又は判決書に代わる調書
		上告提起通知書